

お客さまサポート

ホームページ ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要です。



【ご利用までの流れ】

① 利用登録

三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。

② 仮パスワードの発行

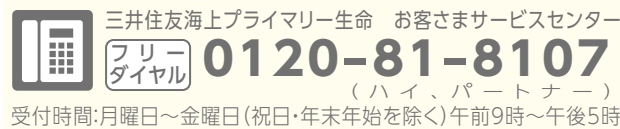
初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。

③ インターネットサービスにログイン

「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取寄



※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。
※郵送による通知または三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払終身保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払終身保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型通増終身保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2204007-B9 2022.04 SAP MSPL-2204-A-0027-00

自分で使える終身保険

引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型通増終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。
「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。
ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.15



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「自分で使える終身保険」の特徴 としくみ

Point

1

ご契約の2年後から、
自分で使える引出部分を
自由に引き出してつかえます

※全額引き出さずに死亡した場合、残りの金額を死亡保険金としてお支払いします。 くわしくはP.3～P.4

Point

2

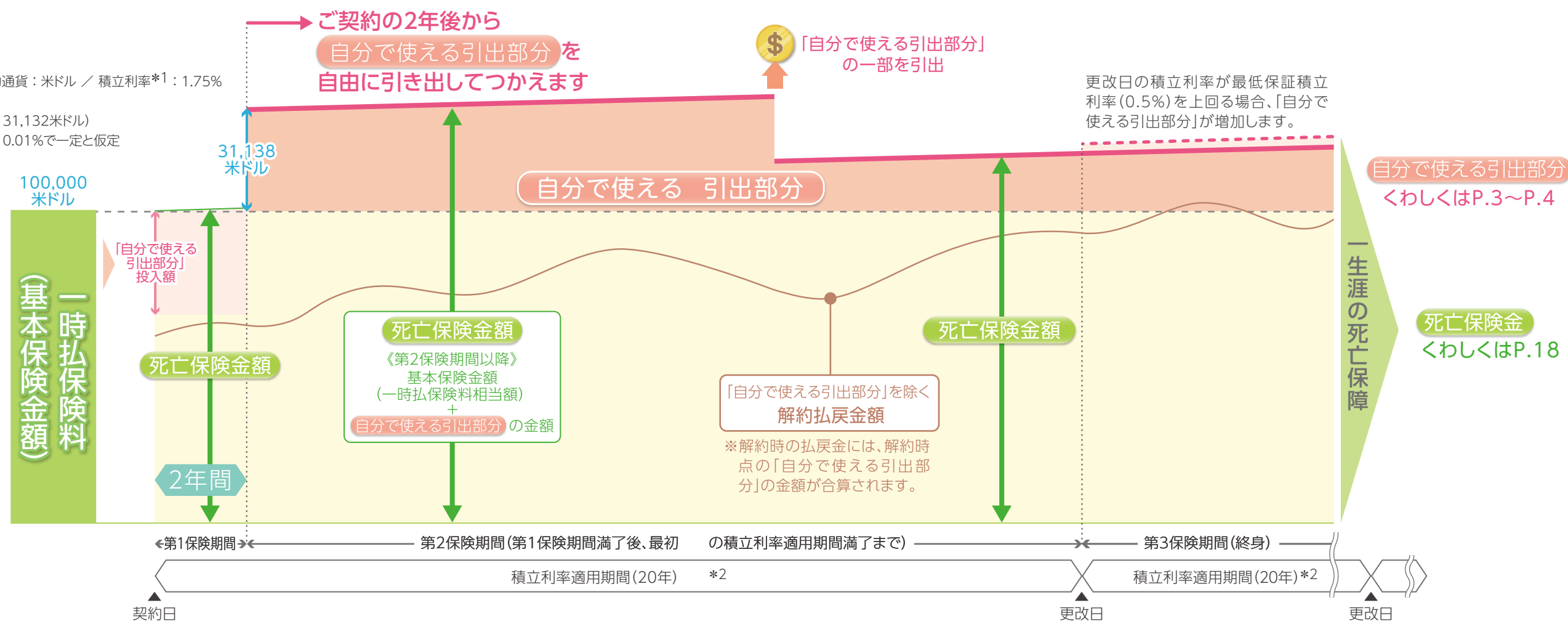
一時払保険料相当額(契約通貨建)を
死亡保険金として
ご家族にのこせます

くわしくはP.18

【イメージ図】

契約例

契約者(被保険者): 60歳女性 / 契約通貨: 米ドル / 積立利率*1: 1.75%
一時払保険料: 100,000米ドル
(うち「自分で使える引出部分」投入額: 31,132米ドル)
「自分で使える引出部分」運用利率*1: 0.01%で一定と仮定



一時払保険料の一部(「自分で使える引出部分」投入額)を「自分で使える引出部分」の原資とします。
「自分で使える引出部分」投入額は、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。
ご自身で指定することはできません。

*1 2021年12月1日の利率を用いています。ご契約時には必ず最新の利率をご確認ください。
*2 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、10年となります。

更改日に解約する場合、市場調整はかかりません。
更改日後に解約する場合、更改後の積立利率適用期間に対応する市場調整が適用されます。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上図は「自分で使える引出部分」を毎年同じ利率で運用したと仮定したものです。

⚠️ ご注意ください

この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

くわしくはP.25～P.27

商品パンフレットでの表記について
商品パンフレットでは、引出自在型終身保障特約の用語を右記のように表示しています。

- 「引出自在型終身保障部分」▶ **自分で使える引出部分**
- 「引出自在型終身保障部分の積立金額」▶ **自分で使える引出部分**の金額
- 「引出自在型終身保障充当金額」▶ **自分で使える引出部分**投入額

自分で使える引出部分について

自分で使える引出部分とは

- この保険では、一時払保険料の一部(「自分で使える引出部分」投入額)を自分で使える引出部分の原資とします。

※「自分で使える引出部分」投入額は、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。ご自身で指定することはできません。

- 自分で使える引出部分は、積立利率とは異なる、毎年更改される三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。

※この利率の下限は0.01%とします。

- 更改日の積立利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回る場合、自分で使える引出部分は更改日に増加します。

※更改日前に「自分で使える引出部分」を全額引き出した場合でも、更改日の積立利率が最低保証積立利率を上回れば、「自分で使える引出部分」の金額は増加します。

- 引出金(円換算額)の累計額が一時払保険料(円換算額)を超えるまでは課税されません。

- 契約日から2年後時点の自分で使える引出部分の金額の一時払保険料に対する割合は以下となります。

前提条件	積立利率	米ドル：1.75% 豪ドル：1.20%	「自分で使える引出部分」 運用利率	米ドル：0.01% 豪ドル：0.01%	で一定と仮定
	※2021年12月1日の利率を用いています。ご契約時には必ず最新の利率をご確認ください。				

契約通貨 契約年齢	男性		女性	
	 米ドル	 豪ドル	 米ドル	 豪ドル
50歳	32.5%	25.2%	34.6%	27.4%
60歳	28.4%	21.2%	31.1%	23.7%
70歳	22.4%	16.2%	26.1%	19.2%

※上記は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

※契約日から2年後時点の「自分で使える引出部分」の金額は、基本保険金額、契約日の積立利率、積立利率適用期間、「自分で使える引出部分」運用利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。



税制上のお取扱は2022年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

引出方法について

- ご契約の2年後から、自分で使える引出部分の全額または一部をいつでも引き出せます。解約控除や市場調整はかかりません。

- 引出をご希望の場合、三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンター(フリーダイヤル:0120-81-8107)までご連絡いただき、必要書類をご請求ください。

- 請求書にて自分で使える引出部分の引出方法(全額または一部)をご選択いただけます。

- 引出金額は契約通貨建てでご指定いただきますが、お受取は契約通貨でも円でも可能です。

※「自分で使える引出部分」の金額を上限とし、また一部引出の場合は1,000ドル以上(100ドル単位)とします。

※円でのお受取をご選択された場合、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日における所定の為替レートを適用します。

- 三井住友海上プライマリー生命が不備のない必要書類を受け付けた日の翌日から、その日を含めて5営業日以内にご指定の口座へお支払いします。

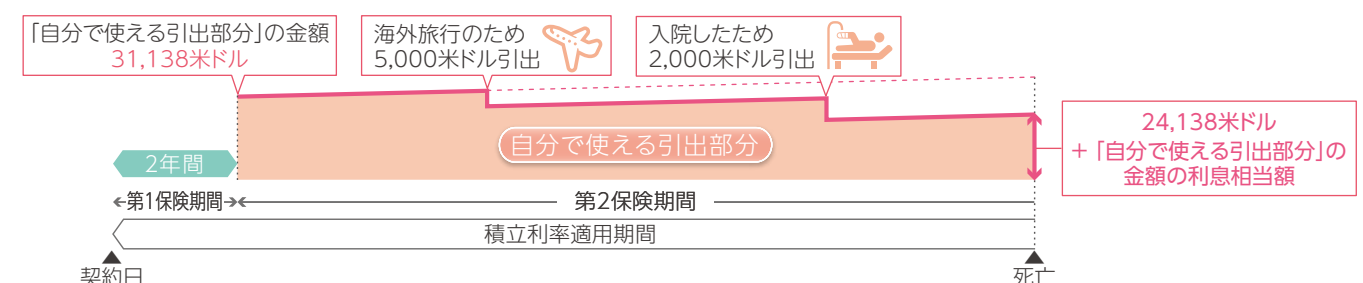


- ・引出金を円でお受け取りいただく場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
- ・一度引き出した引出金は、元に戻すことができません。また、「自分で使える引出部分」に追加で資金を投入することもできません。
- ・引出をした場合、その金額を「自分で使える引出部分」の金額から引き出すため、死亡保険金は、「自分で使える引出部分」から引出金を差し引いた金額に基本保険金額(一時払保険料相当額)を加えた額となります。そのため、引き出す前の死亡保険金額と比べると、引出金額分の死亡保険金額が減額されます。

引出例

【契約例】 契約者(被保険者)：60歳女性 / 契約通貨：米ドル / 積立利率*：1.75% / 一時払保険料：100,000米ドル
契約日から2年後の自分で使える引出部分の金額：31,138米ドル / 「自分で使える引出部分」運用利率*：0.01%で一定と仮定

【「自分で使える引出部分」のイメージ図(一部引き出した場合)】



死亡保険金をご家族へお支払

死亡保険金額 = 一時払保険料(100,000米ドル) + 自分で使える引出部分の金額 (24,138米ドル + 「自分で使える引出部分」の金額の利息相当額)

* 2021年12月1日の利率を用いています。ご契約時には必ず最新の利率をご確認ください。

解約払戻金等について

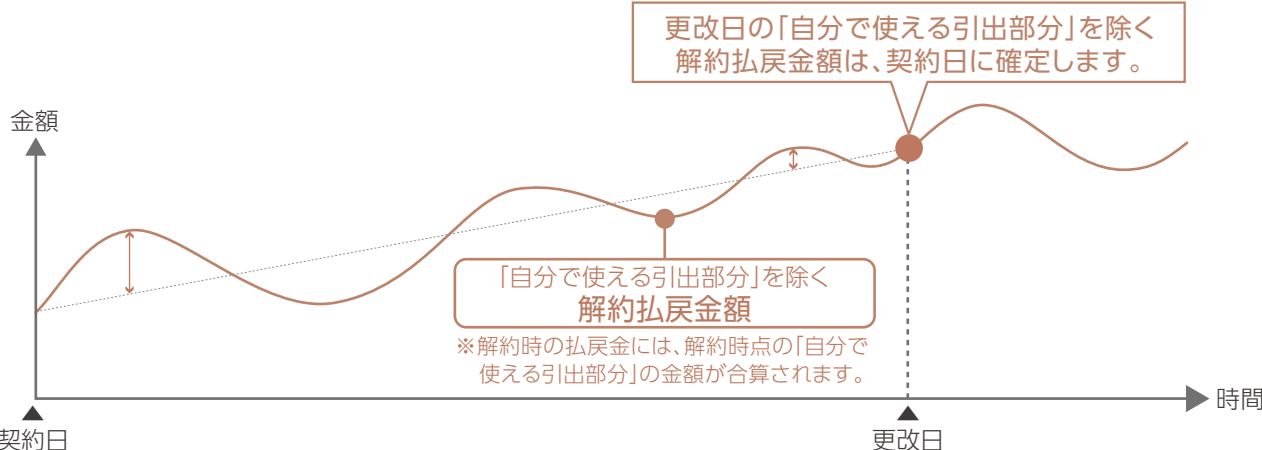
解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- この保険の解約払戻金額は、「自分で使える引出部分」を除く解約払戻金額 + 自分で使える引出部分の金額 となります。「自分で使える引出部分」を除く解約払戻金は、市場金利の変動状況を解約払戻金に反映させる市場調整により、増減します。また、契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。

※解約払戻金のうち、「自分で使える引出部分」の金額には、市場調整や解約控除はかかりません。

【「自分で使える引出部分」を除く解約払戻金のイメージ図】

市場調整の影響は当初大きく、更改日までの期間が短くなるとともに小さくなり、更改日には市場調整はかかりません。



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

- 市場調整により、解約時の市場金利が契約日または直前の更改日より高くなった場合は「自分で使える引出部分」を除く解約払戻金額は減少し、低くなった場合には増加します。
- 更改日に解約する場合、市場調整はかかりません。更改日後に解約する場合、更改後の積立利率適用期間に対応する市場調整が適用されます。
- 更改日前に、三井住友海上プライマリー生命より積立利率の更改についてのご案内をお送りします。解約をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンター(フリーダイヤル:0120-81-8107)までご連絡ください。

解約払戻金

くわしくはP.21～P.23

解約払戻金を年金原資とした年金受取について

- 年金移行特約(定額保険用)を付加することで、契約日から1年経過以後、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。
- 年金の種類は、確定年金または年金総額保証付終身年金からご選択いただきます。
- 第1回の年金支払日(年金支払開始日)は、請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受け付けた日の翌日(特約の付加日)となります。
- 移行の際、解約払戻金を円に換算し、その金額を年金原資として円建ての年金をお受け取りいただくこともできます。



- ・ 契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。
- ・ 解約払戻金を円に換算し年金を受け取る場合には、為替相場および市場金利の変動の影響ならびに解約控除により、年金原資となる解約払戻金の円換算額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで円に換算した額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

確定年金

年金支払期間
(5年・10年・15年・20年・25年・30年)

年金支払開始年齢：41歳～90歳

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただくことができます。なお、死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：50歳～90歳

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただくことができます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

【お取扱についての留意事項】

- 確定年金の最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下である必要があります。
- 年金額が3,000万円を超えるときは、3,000万円を年金額とし、超過部分を第1回年金支払時に一時金として年金受取人にお受け取りいただきます。また、年金額が10万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。
- この特約でお受け取りいただく年金は、年1回でのお受取となります。



- ・ 将来受け取る年金額は、年金原資および年金支払開始日(この特約の付加日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、年金総額が年金原資を下回ることがあります。

指定代理請求特約について

指定代理請求特約とは

この特約は、本来の受取人に引出金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって引出金などを請求することができる特約です。

対象となる契約	全契約	年金移行特約(定額保険用)を付加した契約
本来の受取人	契約者 ※契約者(引出金受取人)=被保険者の契約に付加可	年金受取人 ※年金受取人=被保険者の契約に付加可
請求対象	自分で使える引出部分の引出金	年金等
支払先	指定代理請求人の請求により、以下のいずれかの口座にお支払いします。 ・契約者または年金受取人の口座 ・指定代理請求人の口座	

指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、次の範囲内で任意の方を1名指定することができます。

契約者または年金受取人の配偶者	契約者または年金受取人の直系血族 (子、孫、父母、祖父母など)	契約者または年金受取人の3親等以内の親族 (兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)
-----------------	------------------------------------	--

※上記以外でも、特別な事情がある方として三井住友海上プライマリー生命が認めた方も指定可能です。

活用例



たとえば…
契約者が高齢で認知症等になり、
意思表示できなくなったケース

引出金などの請求には、本来の受取人からの請求が必要ですが、指定代理請求特約の付加により、上記のようなケースに備えることができます。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

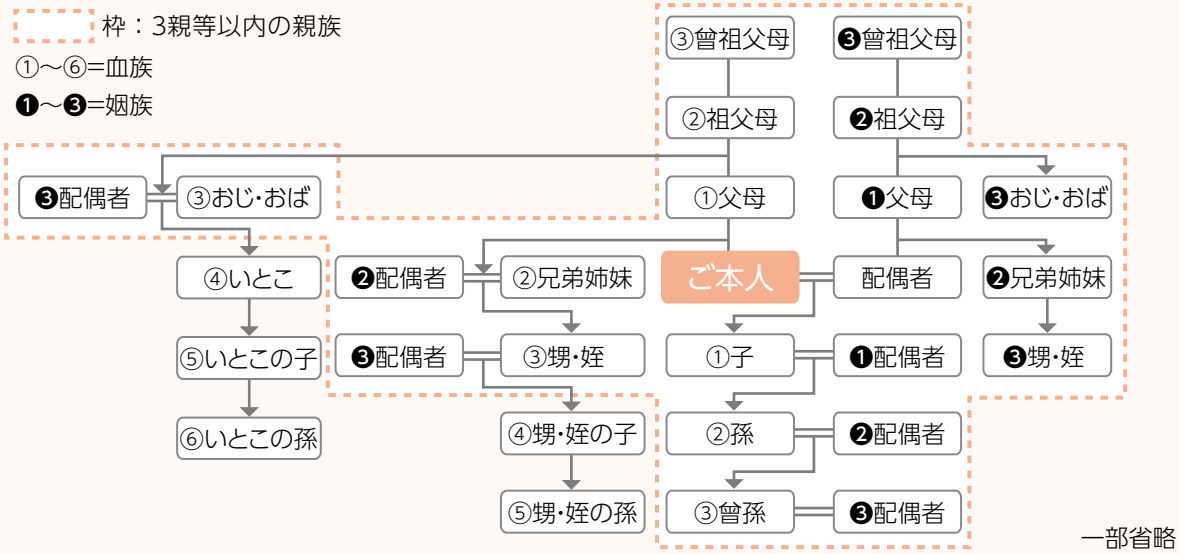
ご契約のお取扱について①

契約通貨		米ドル / 豪ドル
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～90歳
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位) ※円入金特約を付加した場合は、100万円となります。
	最高	基本保険金額と「自分で使える引出部分」投入額の合計を、契約日における円入金特約レートで換算した金額が10億円となる保険料 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳細はP.20をご覧ください。
積立利率適用期間		20年 ※契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、10年となります。
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から2年
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
保険料の払込方法		一時払のみ
クーリング・オフの取扱		クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.28～P.29をご覧ください。

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

「自分で使える引出部分」の引出		ご契約の2年後から、「自分で使える引出部分」の全額または一部を、解約控除や市場調整なしでいつでも引き出せます。 ※「自分で使える引出部分」の金額を上限とし、また一部引出の場合は1,000ドル以上(100ドル単位)とします。
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。
付加できる 主な特約	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。
	年金移行特約 (定額保険用)	契約日から1年経過以後、将来の死亡保障にかえて年金に移行することができます。
	遺族年金 支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。
	指定代理 請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって引出金などを請求することができます。

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について

この商品は、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。
お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただきます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨	契約通貨への交換	クーリング・オフ(お申込の撤回・契約の解除)の際の返還通貨
外貨 米ドル 豪ドル	円	付加する	円	三井住友海上プライマリー生命*1	円
		付加しない	契約通貨 米ドル 豪ドル	銀行等*2	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
	契約通貨 米ドル 豪ドル	—	契約通貨 米ドル 豪ドル	—	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。
*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について	くわしくはP.19
クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について	くわしくはP.28～P.29

**ご注意ください**

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。
この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P.25～P.26	P.21～P.23	P.33～P.34

積立利率と為替レートのお問い合わせ

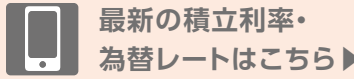
ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	「自分で使える引出部分」投入額等を計算するために、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間に応じて定める利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

**0120-125-104**
受付時間:営業日の午前9時～午後5時



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。
保険期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者宛にご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
更改日以降	積立利率の更改についてのご案内 更改日以降に新しい積立利率をお知らせします。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

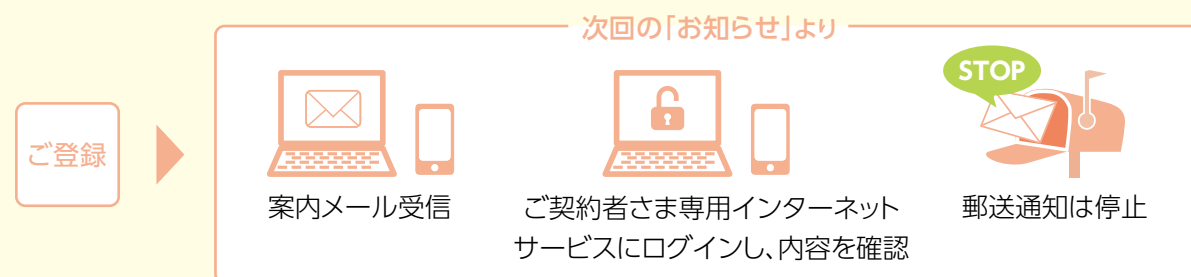
三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* 「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

● ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・ ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ・ ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

くわしくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要および注意喚起情報では、引出自在型終身保障特約の用語を次のように表示しています。

引出自在型終身保障部分：「自分で使える引出部分」

引出自在型終身保障部分の積立金額：「自分で使える引出部分」の金額

引出自在型終身保障充当金額：「自分で使える引出部分」投入額

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル）をご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

第1保険期間（契約日から2年間）満了時には、保険金額が増加します。

一時払保険料の一部が「自分で使える引出部分」に充当され、所定の利率で運用されます。第1保険期間（契約日から2年間）満了後からは、「自分で使える引出部分」の金額の全額または一部を引出金として引き出すことができます。

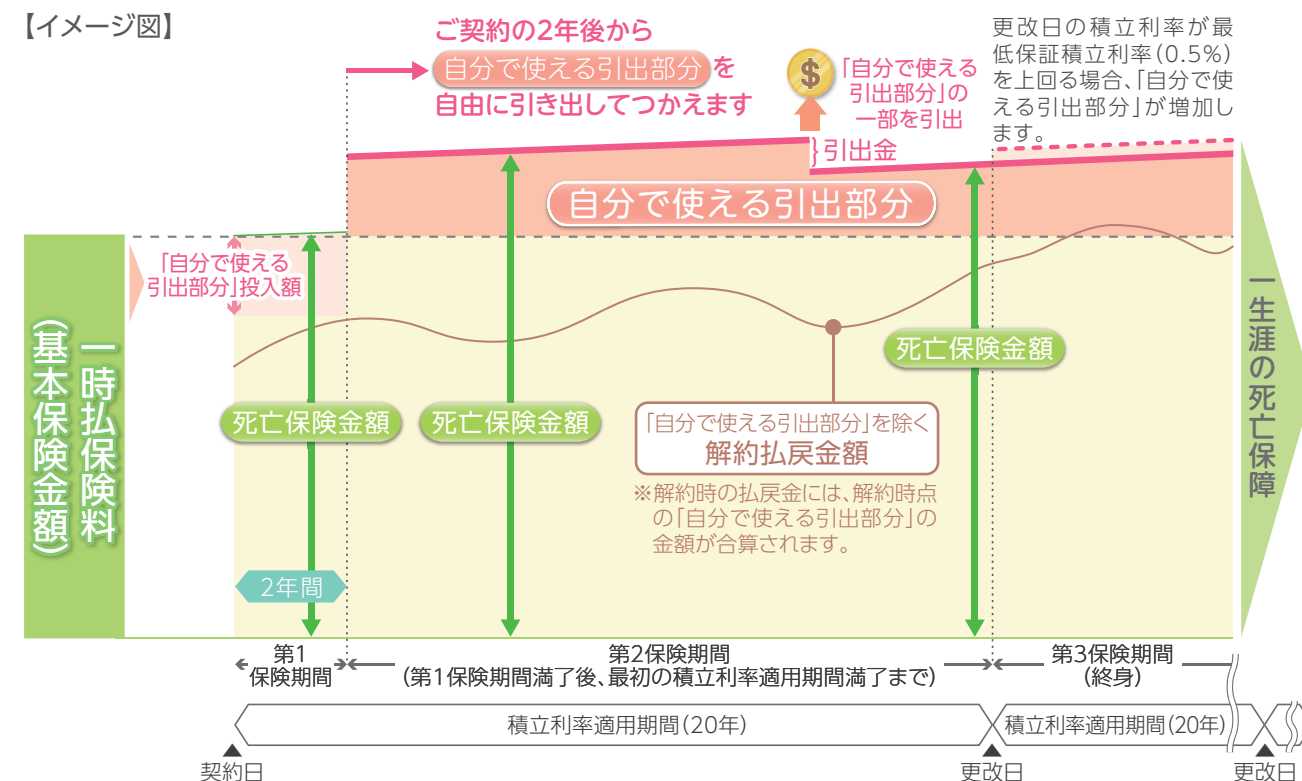
一時払保険料から「自分で使える引出部分」投入額を控除した額に対しては、契約日および各更改日の積立利率が適用されます。

『自分で使える終身保険』の正式名称は、引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型増終身保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



一時払保険料の一部（「自分で使える引出部分」投入額）を「自分で使える引出部分」の原資とします。

「自分で使える引出部分」投入額は、契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。

ご自身で指定することはできません。

※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2 「自分で使える引出部分」について

- 一時払保険料のうち、「自分で使える引出部分」投入額＜＊＞は、毎年更改される三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。
＜＊＞ 契約日の積立利率、被保険者の年齢・性別等により決まります。そのため、「自分で使える引出部分」投入額を指定することはできません。
- 第1保険期間満了後（契約日の2年後）からは、「自分で使える引出部分」の金額を上限に、全額または一部を引出金として引き出すことができます。
- 引き出す金額は契約通貨建てで指定し、その金額を「自分で使える引出部分」の金額から引き出します。また、円支払特約を付加することで、引出金を円で受け取ることもできます。
- 更改日の積立利率が最低保証積立利率（0.5％）を上回る場合、「自分で使える引出部分」の金額は更改日に増加します。



- ・「自分で使える引出部分」の金額に適用される利率は、契約日および各更改日に適用される積立利率とは異なります。
- ・引出金を円で受け取る場合、引出日の所定の為替レートが適用され、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。
- ・一度引き出した引出金は、元に戻すことができません。また、「自分で使える引出部分」に追加で資金を充当することもできません。
- ・引出をした場合、その金額を「自分で使える引出部分」の金額から引き出すため、死亡保険金は、「自分で使える引出部分」から引出金を差し引いた金額に基本保険金額（一時払保険料相当額）を加えた額となります。そのため、引き出す前の死亡保険金額と比べると、引出金額分の死亡保険金額が減額されます。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて異なり、積立利率適用期間中に変更されることはありません。また、契約日以後は、更改日ごとにその時点の契約通貨ならびに積立利率適用期間に応じて設定されている積立利率に改めます。この改めた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、20年となります。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは契約通貨にかかわらず10年となります。
- 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.25の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる積立金額（「自分で使える引出部分」の金額を除く）は、積立利率や一時払保険料、経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算し、死亡保険金を支払うための費用を控除するため、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

4 保障の内容について

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記の金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。	
	第1保険期間	基本保険金額（一時払保険料相当額）＋所定の利息相当額＜＊＞
	第2保険期間 第3保険期間	基本保険金額（一時払保険料相当額）＋「自分で使える引出部分」の金額

＜＊＞「自分で使える引出部分」投入額を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用して生じる利息相当額



免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって引出金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱について

契約通貨		米ドル	豪ドル
一時払 保険料	最低	1万ドル（1ドル単位） ※ 円入金特約を付加した場合は100万円となります。	
	最高	基本保険金額と「自分で使える引出部分」投入額の合計を、契約日における円入金特約レートで換算した金額が10億円となる保険料	
積立利率適用期間		20年 ※ 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、10年となります。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		40歳～90歳	
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から2年	
	第2保険期間	第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで	
	第3保険期間	第2保険期間満了後、終身	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
「自分で使える引出部分」の引出		ご契約の2年後から、「自分で使える引出部分」の全額または一部を、解約控除や市場調整なしでいつでも引き出せます。 ※ 「自分で使える引出部分」の金額を上限とし、また一部引出の場合は1,000ドル以上（100ドル単位）とします。	
増額		お取り扱いいたしません	
一部解約		お取り扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額と「自分で使える引出部分」投入額の合計の契約日時点の円換算額と、既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は、10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱を停止している場合があります。

ご契約に際して、一時払保険料、積立利率適用期間等の詳細については、申込書にてご確認ください。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた額と「自分で使える引出部分」の金額の合計となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \boxed{\text{①市場調整価格}} - \boxed{\text{②解約控除額}} + \boxed{\text{「自分で使える引出部分」の金額}}$$

$$\boxed{\text{①市場調整価格}} = \boxed{\text{解約日の「自分で使える引出部分」以外の積立金額<*1>}} - \boxed{\text{市場調整額}}$$

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者年齢が105歳を超える場合および解約日が更改日の場合は、市場調整額は0(ゼロ)とします。

$$\boxed{\text{市場調整額}} = \boxed{\text{解約日の「自分で使える引出部分」以外の積立金額<*1>}} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1 + i<*2>}{1 + j<*3>} \right)^{\frac{\text{残存月数}<*4>}{12}} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

- <*1> 一時払保険料から「自分で使える引出部分」投入額を差し引いた額を、積立利率や経過年月数等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
- <*2> i は適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
- <*3> j は解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利です。
- <*4> 残存月数は、解約日から更改日<*5> までの月数です。ただし、その月数が121カ月以上の場合は、残存月数×0.5+60カ月です。
- <*5> その日における被保険者の年齢が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

※ 市場調整のしくみについては、P.23の《市場調整について》をご参照ください。

$$\boxed{\text{②解約控除額}} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率<*6>}$$

<*6> 解約控除率については、P.26をご参照ください。



ご注意

- ・ この保険は積立利率適用期間(20年間または10年間)を通じて積立利率が固定される商品です。そのため、ご加入にあたっては、次のような不利益が生じる可能性についてご留意ください。
 - ① 積立利率の見直しは積立利率適用期間の満了時(更改日)に行われるため、今後、市場金利が上昇した場合でも、適用中の積立利率は見直されません(上昇しません)。
 - ② また、そのような場合にご契約を解約すると、解約控除と市場調整の影響により解約払戻金が減少し、元本割れする可能性があります。
- ・ 契約日から解約日までの期間が短い場合、解約控除額が大きいため、元本割れする可能性が高くなります。
- ・ 市場金利が上昇した時点で解約する場合、市場調整により、元本割れする可能性(金利変動リスク)が高くなります。また、解約日から積立利率適用期間の満了(更改日)までの期間が長い場合には、市場調整の影響が大きくなります。

【解約払戻金の例】

<契約例>

被保険者契約年齢:65歳 性別:男性 積立利率適用期間:20年 一時払保険料:50,000米ドル

積立利率:1.6% 適用している積立利率の計算に用いた指標金利: i = 1.8%

「自分で使える引出部分」運用利率適用期間:1年 「自分で使える引出部分」運用利率:1.0%

(単位:米ドル)

経過年数	解約払戻金額 (A + B)					
	(A) 解約日の指標金利ごとの「自分で使える引出部分」以外の解約払戻金額					(B) 「自分で使える引出部分」の金額
	2.8% (+ 1.0%)	2.3% (+ 0.5%)	1.8% (± 0.0%)	1.3% (− 0.5%)	0.8% (− 1.0%)	
1年	30,803	33,257	35,905	38,762	41,846	12,126
3年	32,720	35,089	37,632	40,363	43,296	12,128
5年	34,548	36,813	39,233	41,819	44,583	12,130
7年	36,404	38,555	40,842	43,274	45,860	12,132
9年	38,284	40,311	42,455	44,724	47,125	12,134
10年	39,234	41,194	43,263	45,446	47,752	12,135
15年	43,614	44,691	45,799	46,941	48,116	12,140
20年<*>	48,567	48,567	48,567	48,567	48,567	12,145

<*> 経過年数20年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は「自分で使える引出部分」以外の積立金額と同額となります。

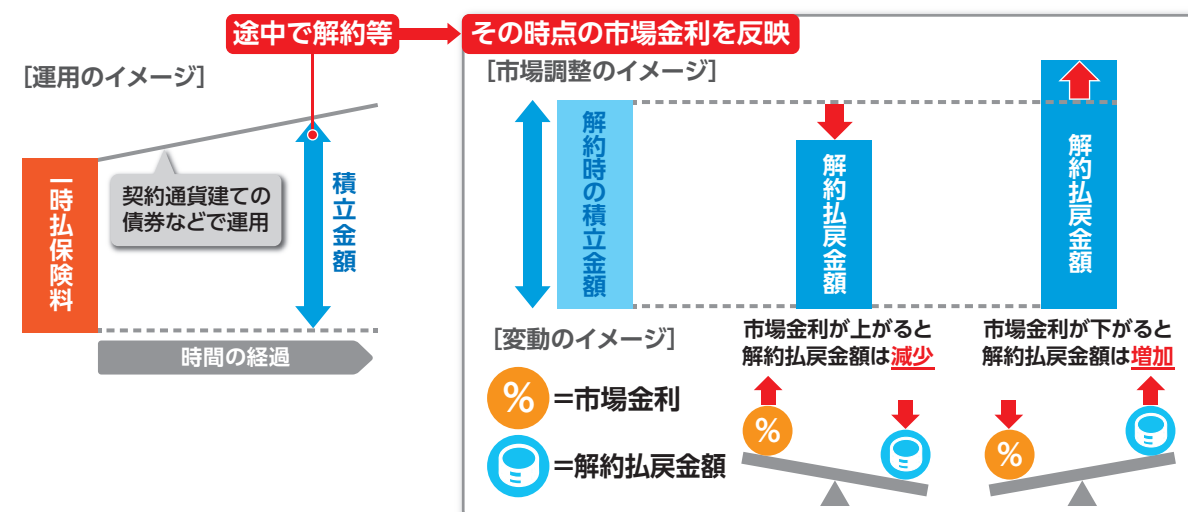
※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ () 内は、契約日に適用された積立利率の計算に用いた指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

※ 「自分で使える引出部分」は、1年目はご契約時の「自分で使える引出部分」の運用利率を、2年目以降は「自分で使える引出部分」の運用利率の最低保証利率を適用して試算しています。

<<市場調整について>>

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



※ 上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除、「自分で使える引出部分」の金額は考慮していません。

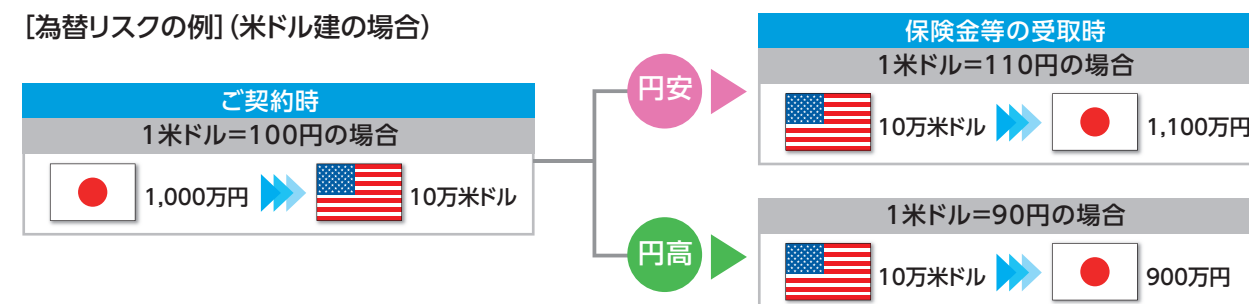
9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.25の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

[為替リスクの例] (米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 保険期間中にご負担いただく費用

- ・ 保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- ・ 積立金（「自分で使える引出部分」の金額を除く）から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込、保険金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

※ 仲値（TTM）は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約または年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日（年金へ移行する日）までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を円で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約または年金へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日<＊1>のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除(以下、お申込の撤回等)をすることができます。

<＊1>「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込の撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

<お手続き方法>

- ① 三井住友海上プライマリー生命ホームページにアクセス
- ② 「お問合わせ」をクリック
- ③ 「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続き

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

＜外貨建て契約におけるご注意点＞

- ・ 円入金特約を付加＜＊2＞して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。
- ＜＊2＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨（外貨）に交換し、契約通貨（外貨）で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨（外貨）で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨（外貨）に交換して、契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等をすることはできません。

- ・ 個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込の撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

次の事由に該当した場合には、「詐欺による取消および不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場調整価格から解約控除額を差し引いた額と「自分で使える引出部分」の金額の合計となるため、市場金利の変動状況や解約控除によって、一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.21の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他ご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしておりません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
引出金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 引出金に対する税務

引き出された引出金 (円換算額) の累計額が一時払保険料 (円換算額) を超えた場合、超えた部分の額に対して、所得税 (一時所得) + 住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税 (一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊１＞
本人	配偶者または子	本人	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者 (子)	子 (配偶者)	贈与税

＜＊１＞ 「生命保険金の非課税枠 (500万円×法定相続人数) ＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税 (雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税 (一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税 (雑所得) + 住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊２＞
	毎年の年金支払時		所得税 (雑所得) + 住民税

＜＊２＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

● 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象金額＝〔収入 (受取金額)－必要経費 (払込保険料)＜＊３＞〕－特別控除額 (50万円)〕×1/2

＜＊３＞ 過去に引出金のお受取があった場合、払込保険料から過去に受け取った引出金累計額を控除した額



- ・ 税金のお取扱についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2022年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

契約者が引出金を引き出すことができない、または被保険者が年金受取人である契約において年金へ移行した場合にその年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金へ移行した場合は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、本来の受取人にかわって請求することができます。

指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

